

同(吉川久衛君紹介)(第三四八五号)
同(小坂善太郎君紹介)(第三四八六号)
昭和四十二年産米価の値上げ等に関する請願
(下平正一君紹介)(第三四五七号)
同(中澤茂一君紹介)(第三四五八号)
同(原茂君紹介)(第三四九号)
同(平等文成君紹介)(第三四六〇号)
同(小川平二君紹介)(第三四八七号)
同(小澤貞孝君紹介)(第三四八八号)
同(吉川久衛君紹介)(第三四八九号)
昭和四十二年産米価に関する請願外一件
(漆徹郎君紹介)(第三四六一号)
昭和四十二年産米価に関する請願外三件
(青木正久君紹介)(第三四六一号)
同(板川正吾君紹介)(第三四六三三三)
同(稻村隆一君紹介)(第三四六四号)
同(外一件)(日井莊一君紹介)(第三四六五号)
同(外一件)(小川三男君紹介)(第三四六六号)
同(小澤太郎君紹介)(第三四六七号)
同(外一件)(大野市郎君紹介)(第三四六八号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第三四六九号)
同(外一件)(永井勝次郎君紹介)(第三四七〇号)
同(外一件)(芳賀貢君紹介)(第三四七一七号)
同(金井吉典君紹介)(第三四七二二二)
同(外六件)(田川誠一君紹介)(第三四七三三三)
同(稻村隆一君紹介)(第三四七四四四)
同(外五件)(小平忠君紹介)(第三四七五五五)
同(外一件)(神門至馬夫君紹介)(第三四七六六六)
同(外二件)(玉置一徳君紹介)(第三四七七七七)
同(地崎宇三郎君紹介)(第三四七八八八)
同(永井勝次郎君紹介)(第三四七九九九)
同(外一件)(芳賀貢君紹介)(第三四八〇〇〇)
同(外三十四件)(八木昇君紹介)(第三四八一一一)
昭和四十二年産米価に関する請願(大村襄治君紹介)(第三四八二二二)
国有林経営の改善に関する請願(森義親君紹介)(第三四八三三三)
農業協同組合農事放送施設の助成に関する請願外二十一件(安倍晋太郎君紹介)(第三四八四四四)

同(外十四件)(小澤太郎君紹介)(第三六一二二二)
同(外九件)(谷垣專一君紹介)(第三六一三三三)
同(外五件)(柳田秀一君紹介)(第三六一四四四)
同(山口喜久一郎君紹介)(第三六一五五五)
中小企業を圧迫する農協事業の是正に関する請願(大平正芳君紹介)(第三六一六六六)
同(佐々木秀世君紹介)(第三六一七七七)
同(志賀健次郎君紹介)(第三六一八八八)
同(野田武夫君紹介)(第三六一九九九)
土地改良区の職員給及び事務費に対する財政措置に関する請願(松野頼三君紹介)(第三六二二二二)
昭和四十二年産米価等に関する請願(天野光晴君紹介)(第三六二二三三)
米価に関する請願(森義親君紹介)(第三六二四四四)
同(外一件)(猪肉の消費拡大等に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三六七一九九)
業用ニンジンの中華民国への輸出再開に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三七二〇〇〇)
中小企業を圧迫する農協事業の是正に関する請願(内田常雄君紹介)(第三七二二二二)
同(小笠公昭君紹介)(第三七二三三三)
同(小澤太郎君紹介)(第三七二四四四)
同(大石武一君紹介)(第三七二五五五)
同(櫻内義雄君紹介)(第三七二六六六)
同(瀬戸山三男君紹介)(第三七二七七七)
同(田中榮一君紹介)(第三七二八八八)
同(廣瀬正雄君紹介)(第三七二九九九)
同(藤井勝志君紹介)(第三七三〇〇〇)
同(古川文吉君紹介)(第三七三一一一)
同(山手満男君紹介)(第三七三二二二)
同(大野公義君紹介)(第三七三三三三)
同(荒松清十郎君紹介)(第三七三五四四)
同(江崎眞澄君紹介)(第三七三五五五)
同(小峯柳多君紹介)(第三七三六六六)
同(竹下登君紹介)(第三七三七七七)
同(登坂重次郎君紹介)(第三七三八八八)

国有林野の活用に関する法律案反対に関する請願(斎藤美君外一名紹介)(第三七三九五五)
昭和四十二年産米価に関する請願外一件(八田貞義君紹介)(第三七三六六六)
昭和四十二年産米価に関する請願外四件(栗林三郎君紹介)(第三七三七七七)
同(兄玉末男君紹介)(第三七三八八八)
同(地崎宇三郎君紹介)(第三七三九九九)
同(内藤良平君紹介)(第三七四〇〇〇)
同(外一件)(永井勝次郎君紹介)(第三七四一一一)
同(外五件)(小川平二君紹介)(第三七四二二二)
同(水野清君紹介)(第三七四三三三)
同(外二十五件)(小平忠君紹介)(第三七四四四四)
同(高橋英吉君紹介)(第三七四五五五)
同(外七件)(玉置一徳君紹介)(第三七四六六六)
同(外二件)(地崎宇三郎君紹介)(第三七四七七七)
同(永山忠則君紹介)(第三七四八八八)
農業者年金制度の早期創設に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三七四九九九)
土地改良区の職員給及び事務費に対する財政措置に関する請願(赤澤正道君紹介)(第三七五〇〇〇)
農業協同組合農事放送施設の助成に関する請願(猪俣浩三君紹介)(第三八五一五五)
同(外八件)(稻葉修君紹介)(第三八五二六六)
同(外八件)(大竹太郎君紹介)(第三八五三三三)
同(金丸信君紹介)(第三八五四四四)
同(外二件)(玉置一徳君紹介)(第三八五五五五)
米価に関する請願(久保三郎君紹介)(第三八五六六六)
同(外一件)(小澤貞孝君紹介)(第三八五七七七)
同(大橋武夫君紹介)(第三八五八八八)
同(外五件)(大野市郎君紹介)(第三八五九九九)
同(木部佳昭君紹介)(第三八六〇〇〇)
同(吉川久衛君紹介)(第三八六一一一)
同(櫻内義雄君紹介)(第三八六二二二)
同(竹下登君紹介)(第三八六三三三)

同(高橋清一郎君紹介)(第四〇三三七七)
同(高見三郎君紹介)(第四〇三八八八)
同(谷垣專一君紹介)(第四〇三九九九)
同(外十件)(塚田徹君紹介)(第四〇四〇〇〇)
同(中澤茂一君紹介)(第四〇四一一一)
同(三ツ林弥太郎君紹介)(第四〇四二二二)
同(外七件)(渡辺肇君紹介)(第四〇四三三三)
同(大石八治君紹介)(第四〇四四四四)
同(外一件)(前尾繁三郎君紹介)(第四〇四五五五)
同(村上勇君紹介)(第四〇五六一六)
中小企業を圧迫する農協事業の是正に関する請願(大久保武雄君紹介)(第四〇五七七七)
同(外三件)(小山市二君紹介)(第四〇五八八八)
同(櫻内義雄君紹介)(第四〇五九九九)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第四〇六〇〇〇)
消費者米価等引上げ反対に関する請願(安宅常彦君紹介)(第四〇六一一一)
生産者米価等に関する請願(實川清之君紹介)(第四〇六二二二)
米価に関する請願(川上實一君紹介)(第四〇六三三三)
同(栗林三郎君紹介)(第四〇六四四四)
同(田代文久君紹介)(第四〇六五五五)
同(田邊誠君紹介)(第四〇六六六六)
同(松本善明君紹介)(第四〇六七七七)
昭和四十二年産米価に関する請願(安宅常彦君紹介)(第四〇六八八八)
同(麻生良方君紹介)(第四〇六九九九)
同(外二件)(池田禎治君紹介)(第四〇七〇〇〇)
同(稻村隆一君紹介)(第四〇七〇一一一)
同(受田新吉君紹介)(第四〇七〇二二二)
同(外一件)(内海清君紹介)(第四〇七〇三三三)
同(江田三郎君紹介)(第四〇七〇四四四)
同(外四件)(小澤貞孝君紹介)(第四〇七〇五五五)
同(折小野良一君紹介)(第四〇七〇六六六)
同(外二件)(春日一幸君紹介)(第四〇七〇七七七)
同(河村勝君紹介)(第四〇七〇八八八)
同(外二件)(神田大作君紹介)(第四〇七〇九九九)
同(小松幹君紹介)(第四〇七一〇〇〇)

同(佐々木更三君紹介)(第四〇六八号)
同外一件(佐々木良作君紹介)(第四〇六九号)
同外四件(鈴木一君紹介)(第四〇七〇号)
同(田畑金光君紹介)(第四〇七一号)
同(竹木孫一君紹介)(第四〇七二号)
同(谷口善太郎君紹介)(第四〇七三号)
同外三件(中村時雄君紹介)(第四〇七四号)
同(林百郎君紹介)(第四〇七五号)
同(吉田之久君紹介)(第四〇七六号)
同外五十二件(浅井美幸君紹介)(第四一六一号)
同外八十七件(有島重武君紹介)(第四一六二号)
同外百二件(伊藤惣助丸君紹介)(第四一六三号)
同(伊能繁次郎君紹介)(第四一六四号)
同外九件(石田幸四郎君紹介)(第四一六五号)
同(小澤太郎君紹介)(第四一六六号)
同外九件(小川新一郎君紹介)(第四一六七号)
同外七件(小濱新次君紹介)(第四一六八号)
同外三件(大野潔君紹介)(第四一六九号)
同外三十六件(大橋敏雄君紹介)(第四一七〇号)
同外三十四件(近江已記夫君紹介)(第四一七一
号)
同外十三件(岡本富夫君紹介)(第四一七二号)
同外四十八件(沖本泰幸君紹介)(第四一七三号)
同外三十三件(北側義一君紹介)(第四一七四号)
同外十三件(小平忠君紹介)(第四一七五号)
同外百三十三件(齋藤英君紹介)(第四一七六号)
同外三十五件(鈴切康雄君紹介)(第四一七七号)
同外七件(鈴切康雄君外一名紹介)(第四一七八
号)
同外二千一件(田中昭二君紹介)(第四一七九号)
同外十二件(玉置一徳君紹介)(第四一八〇号)
同(戸叶里子君紹介)(第四一八一号)
同外百四十三件(中野明君紹介)(第四一八二号)
同外七件(樋上新一君紹介)(第四一八三号)
同外二十七件(広沢直樹君紹介)(第四一八四号)
同外六件(伏木和雄君紹介)(第四一八五号)
同外四十七件(正木良明君紹介)(第四一八六号)
同外八十三件(松本忠助君紹介)(第四一八七号)
同外一件(本島百合子君紹介)(第四一八八号)

と思うわけでありませう。

それで、まず最初に、長官にお尋ねをしますが、日本の林業の現状、これは一応白書の中に計数的な貧弱な現状の問題点が列挙されておりますが、林野庁長官の要約した日本林業の現状というものを御聞きして、その日本林業の現状に対する具体的な打開策等について、当面こしとやれる問題に限らず、将来の展望を考えながら、どういう点に日本の林業は力点を置いて今後の問題を解決する努力をしなければならぬのか、こういう点について、まず最初にお伺いをしたいと思います。

全体についてでございますので、今度出されておるような、いわゆる林政全体の毛細血管のようなことでなくして、全般についての動脈をまず具体的に長官のほうから出していただいて、その動脈それぞれに対して今日までとってきた林政のどこにネックがあり、どこに隘路があり、どういふ点を打開すればその動脈が硬化を来さずに生き生きとして前進するかということについてお尋ねをしたいと思います。

○若林政府委員 まず、わが国の林業の現状につきまして御説明申し上げますと、木材の需要、これはわが国の経済の発展に伴いまして著しく増大をいたしてまいっております。これに對比いたしまして、国内の林業生産、これは依然として停滞の傾向を示しております。これは、日本の現在の森林資源の構成その他からいいます問題もございしますが、林道の開発その他、いろいろ問題がこれに関連いたしておりますが、生産が停滞的である。さらにまた、外材の輸入が増大をいたしてまいっております。

二番目といたしましては、国内の森林資源の開発というものが必ずしも十分でなく、日本の森林資源というものが十分に生産力を發揮していない現況にあるのでございます。と申しますのは、先ほども申し上げましたように、幼齢林というものが多し。しかも、造林自体が最近減少の傾向にあるということでございます。

三番目といたしましては、林業生産の過半をに

なっております私有林の経営におきまして、経営規模の非常に零細なものが多くございまして、経営基盤というものが脆弱であり、生産活動も一般に停滞的でございます。

四番目といたしまして、林業就業者の他産業への流出が著しく、林業労働力の量的な不足とともに、高齢化あるいは女性化と申しますか、質的な劣弱化という傾向が見られるようになってまいっておりますことでございます。

こういった最近の林業の動向というものを前提にいたしまして、今後どのように対処していくのかという問題でございますが、究極の目標といたしましては、昨年、林業基本法の第十条第一項に基づきます基本計画及び長期見通しがございしますが、こういうものを目標にいたしまして日本の森林資源の充実をはかってまいり、そういうことによりまして、林業の総生産の増大あるいは生産性の向上というふうなことははかってまいらなければならぬのでございます。そのためには、生産、流通、構造、労働、こういった各部門の対策というものを総合的に講じなければならぬわけでございます。

以下、各部門ごとにつきまして説明申し上げますと、まず生産対策といたしましては、林道網の整備、造林地の拡大等によりまして生産基盤の充実ということにつとめまして、森林資源の充実をはかってまいらねばならぬのでございます。従来から、構造改善事業等によりまして、林業の機械化あるいは省力化等、近代化のための施策を推進いたしまして、林業経営の改善ということにつきまして努力をいたしておるわけでございしますが、今後はさらにこういった面を促進してまいらなければならぬというふうに考えておるのでございします。

さらに、労働力対策等につきましても、今後の林業の就労体制の整備というふうなことはかりまして、労働条件の改善、社会保障の拡充というふうなものにつとめまして、林業労働力の確保をはかることが必要だというふうに考えておるのでございします。

でございます。

林業の総生産の増大あるいは生産力の向上をはかりますために、やはり森林の質的な充実をはかる、そのためには、今回御提案申し上げておりますように、森林計画制度の改善によりまして、その達成をはかってまいりたいというふうに考えておるのでございます。適期に伐採をやる、あるいは樹種または林相の改良というのにつきましても、これを計画的に進めてまいり、森林施策の面におきまして、合理的あるいは計画的な、ただいま申し上げましたような施策を進めるといふことによりまして、林業基本法が意図いたしておられる林業総生産の増大あるいは生産力の向上、ひいては林業所得の増大というふうなことが、これによつてはかられてまいるといふふうに考えておるのでございます。

以上、簡単にございしますが、林業の現況と今後の対策ということについて申し上げたのでございします。

○森義委員 いま長官から林業の現状と対策についての荒筋の御報告を聞いたわけですが、これは毎年同じ答弁をしておられたのです。いま長官がおっしゃったようなことは、私がこの農林水産委員会に籍を置いて林業問題についての質疑をかわしておる中で、同じ現状分析と同じ答弁をしておられる。ところが、現状は、そういう皆さんの答弁どおりじゃなくして、どんどんと変化しつつあるわけなんです。そこで、いま答弁の中にありましたように、木材の需要がどんどん拡大していく。ところが、これに対する国内の供給が対応できない。どうして対応していくのかということについて、いろいろな施策を考えておる、こういうことなんです。いままで考えてこられた施策の中で、木材の需要がどんどん拡大していくということとは、去年から始まったことでも、あるいは一昨年からはじめたことでもなく、ここ数年の間、毎年毎年その拡大の歩幅は大きくなりつつあるわけですね。その拡大の歩幅の大きくなりつつある現状に対して、これの供給の歩幅というものがな

な遅々として進まないわけなんです。こういう状態にいて、日本の林業の将来というものが、拡大していく必要にどうしてほんとうに見合っていないのかというのを考えますと、私たち日本の林業の将来を考える者にとっては、まことにさびしきわみであるわけなんです。いまの長官の答弁を聞いておりますと、私は、長官は初めてでございまして、日本の林業の将来に対する何か新しい一つのビジョンについて、なるほどわれわれも納得できるというふうな新規な答弁が聞かせるのじゃないかという期待を持って、実は第一問の質問をしたわけです。ところが、いまの答弁では全く期待はずれです。いま答弁されたことは、白書を読んでみれば、白書にもっと詳しく書いてあります。私は冒頭に申し上げましたように、白書に、あるいは四十二年度において講じようとする施策に書いてあるようなことではなくして、もっと適切な具体的な答弁、特に重点的な答弁が聞かせ願えると思つたのですが、総花的な林業の現状の分析と、それに対する総花的な対策を説明されたにすぎませんで、それだったらわざわざ委員会でも長官に質問をする必要はない、こういう感じをいまの答弁から受けるわけです。

そこで、具体的な内容に入りますが、木材の需要の拡大、その見通し、長期需給計画というものが出されておりますが、木材の需要の拡大が、あの長期計画に基づいて長期の見通しどおりかどうか、拡大していく場合に、正直に言って、いまの林野庁の諸施策が追いついていけるかどうか、それに対する自信のほどはどうですか。長期の需給見通しでは昭和九十年に追いつけるという見通しが書いてあります。ところが、私の考え方では、追いつけないのではないかと。現状生産は横ばいとし、需要だけが拡大され、その穴埋めは無計画な外材依存によらざるを得ない、こういう方向がさらに拡大になっていくのではないかと、こういうふうな不安を覚えます。その点について、長官のひとつ確たる考えをお聞きしたいわけなんです。木材の需要の拡大にわがほうの生産体制が追いつ

いていける自信がある、こういうほんとうの自信があるならば、その自信についてお伺いしたいわけだ。

○若林政府委員 将来の木材の需給見通し、これにつきましても、林業基本法の第十条第一項に基づきまして、昨年、重要な林産物の需要及び供給に關する長期の見通しを策定したのであります。この見通しによりますと、昭和三十七年ないし三十九年というものを平均の実績といたしまして考へてまいりますと、この当時の国内の自給率というものが七七〇%になつておるのでございす。以下十年ごとに昭和九十年までの林産物自給の推移を見てまいりますと、昭和五十年に七一〇%、六十年に七六〇%、七十年に八二〇%、八十年に八七〇%、九十年に九〇〇%というふうな一応の計画を持つておるのでございす。

ただいま先生から御質問の、こういった長期の需給見通しというものがこのとおり達成できるかどうかという問題でございすが、確かに昨今の林業の動向というものから見てまいりますと、国内の生産は停滞ぎみである。外材がこの需給の見通しに對比いたしまして相当早いテンポで入つてきておるといふふうな実態があるわけでありす。こういった需給の見通しを立てます前提といたしまして、当然国内の森林資源の充実あるいは開発という問題がうらはらとしてあるわけでございます。そのためには、森林の開発——林道の整備の問題やら、さらに拡大造林の推進というものがうらはらになつて計画どおりに遂行されるという必要があるわけでございます。国内の生産量というものをみますと、伐採量自体は減少いたしてまいつておりますのは事実でございます。これは需要構造の変化ということによりまして、特に薪炭材需要というものが御承知のように半減をいたしてあります。こういった面で薪炭材の伐採というものの減少が著しいのでありまして、用材の伐採量というもののについて見ますと、これは民有林におきましても横ばいでございます。若干減つておる傾向でございます。これがなぜふえないのか

という問題でございすが、これは森林資源の構成で見えてまいりますと、非常に幼齡の森林が多いわけでございます。たとえば二十年生未満というもので考へてまいりますと、日本の森林の面積で約半分はこういった非常に若い林でございます。そういった面でも、今後十五年ないし二十年後におきましてはこういったものが生産の面に寄与してまいらなければならない、現状におきましては利用できないというふうな状況になつておるわけでございます。かたがた、薪炭材の需要の減少ということに伴ひまして、薪炭材の需要の減少というものがゆえに、そのあと地におきまします拡大造林というものが伸びないというふうな現状になつておるわけでございます。私どもといたしましては、計画的に国内の森林資源を充実させまして、長期見通しの線に沿ひまして資源内容の充実をはかつてまいりたいというところで、林道の面あるいは造林の面等におきましていろいろと施策を講じておるところでございます。ただ、現状におきましては、全国森林計画の計画量というものの對比いたしまして若干おくれにいたつておるというふうな面もございすが、こういった点につきましては、今後鋭意努力をいたしまして、事業量の拡大をはかつてまいりたいというふうな考へておるのでございす。

こういつたいろいろのネックがあるわけでございますが、こういった面のネックというものを打開して林業の総生産の増大をはかつてまいらう、いろいろの施策を今後におきましてさらに強力に講じてまいりたいというふうな考へておるのでございす。

○森(義)委員 私は、いま長官に、長期需給の見通し、これを達成する確たる自信があるかどうかというところをお聞きしたわけだ。それをもう一回、確たる自信があるかどうか、はっきり言つてください。それだけでいいです。

○若林政府委員 長期需給の見通しを達成するためにはいろいろの問題がございす。こういった問題の解明を早急にいたしまして達成できるやうに、確信を持つて対処してまいりたいというふう

に考へております。

○森(義)委員 長期需給の見通しは、これは計数でははじき出してはありますが、實際問題としては、もう長期どころか、短期の需給の見通しすら達成されておらない、いま御説明がありましたとおり、造林も遅々として進まない。特に拡大造林のときは進んでおらない。こういったことで、現状からこの長期見通しは文字どおり絵にかいたもちである。さすれば、需要がそれだけ拡大するということだけが、経済の発展の動向からはつきりとつかめる。しかし、わがほうのこれに対する自給率を高めていくについては、あらゆるネックがあつて、長期どころか、短期ですら、この目標の到達には至難な条件が山積をしておる。そういう中では結局外材に依存せざるを得ない、こういう形にならうかと思つておる。

そこで、ひとつ長官にお伺いするのですが、昭和九十年に需要が大体いまの二・二五倍ですね、このくらいの需要の拡大を見通しておられるわけですが、その時点において自給度を九〇%にするという見通し、どういう積算基礎からそういうものが出たのか。

そこで、ひとつ具体的に伺ひたいわけですが、現在の労働事情からいって、昭和九十年における需要に対する九〇%の自給率を達成するためには、どれだけの労働力が確保されなければならぬか、この点について伺ひたいわけだ。

もちろん、その間、機械化の問題がかなり労働の生産性を高めていくだろうと思ひます。しかし、労働の生産性を平地林業のように急速に高められる条件に日本の山岳林業はないと思つておる。したがつて、おそらく現在の出石数を倍上回るだけの労働力を必要とするならば、その労働力確保について昭和九十年にどれだけの労働力が必要であり、機械化によつてどれだけの面が合理化をされ、生産性でカバーをされ、そういう数字がはじき出されて、初めてそのときに労働力がどう確保されておるかという見通しがなければ、数字を出されても、それは絵にかいたもちで、達成できない。しよせん、まぼろしになるだろうと私は心配するわけだ。

〔委員長退席、倉成委員長代理着席〕

そこで、具体的に、それでは昭和九十年の需要に対する九〇%の自給率を確保するときに必要な労働力というものが、機械化の進歩と見合ひしながらでもつけようですか、それだけ必要かということをお答え願ひたい。

○若林政府委員 お尋ねの第一点の、昭和九十年に自給率九〇%というものがどうして出てきたかということでございますが、林産物の需要と供給というものを見通しました方法は、まず需要につきましましては、昭和五十年度は建築用材、包装用材、土木工事用材その他の用材、バルブ用材、特殊用材、輸出用材というふうに分けてまして、それぞれ過去の木材の需要量と国民総生産との關係から需要構造式を求めまして、これによつて需要量を推計いたしましたのでございす。昭和六十年以降につきましては、ただいま申し上げましたような用途の区分を行なわずに、過去の木材需要の国民総生産弾性値の時系列推移によつて将来の弾性値を求め、これと経済成長率から需要量というものを推計いたしておるのでございす。一方、供給につきましては、森林資源が計画的に充実されるという前提のもとに、国内からの林産物の供給量を推定いたしまして、この国内の供給不足というもののにつきましては外材をもつて補完的に補うというふうな方法で、実は見通しを立てておるのでございす。そういうことで、昭和九十年におきまします国内の供給量というものと需要量との差、これを外材に依存するというところで、これが一〇%ということでございます。したがいましめて、国内の自給率というものは九〇%、こういうことになつておるのでございす。

そこで、御指摘の第二点の問題でございすが、すでに策定いたしました長期見通しというものが現実にはだいぶ変わつておる、昨年の、五十年の長期にわたつて見通しを立てておるわけだ

ざいますが、最近の木材の需要動向あるいは外材の輸入状況というふうなものは、社会的あるいは経済的の事情の基調というものが変わったのかどうか、あるいはただ単に当面の短期的な変動によるものかということにつきまして、私どもも現在検討いたしておるのでございまして、ただいま即断をするところまで至っていないのでございます。

それから、第三点の、昭和九十年の林業労働力というものは一体幾らかという問題でございしますが、御承知のように、林業労働力というものは昨今減少いたしてまいっております。総理府の労働力調査というものを見ましても、三十七万ないし三十五万というふうに大体横ばい的ではございますが、一割程度減少しているというふうな実態にあるわけでございしますが、今後林業労働力というものがどうなるのかということにつきましては、御承知のように、今後の社会構造なり、あるいは経済構造、あるいは農山村の実態がどう変わっていくかというふうなことも関連いたしまして、一義的に幾らというふうなきめ方はちょっとできないというふうに考えておるのでございしますが、して昭和九十年におきます木材生産等の事業というものを前提にいたしまして機械的な計算をするというところでまいりますと、現在の労働力の約八割程度の労働力があれば仕事をやっているというふうな計算にはなるわけでございします。

しかし、現実には昭和九十年におきましてそれだけの林業労働力が確保できるかどうかということにつきましては、これは延べ人員だけの問題でございまして、相当いろいろな面からの検討が必要ではなからうかというふうに考えておるのでございます。

○森(義)委員 たいへんふしぎな数字を聞いたのですが、昭和九十年には現在の労働力の八割程度の労働力で現在の生産二・二五倍伸ばし得るといふ見通しをいま長官はおっしゃった。ということは、いわゆる林道整備の問題あるいは運材に対する機械化の問題、集材に対する機械化の問題、い

ろいろなことをケースにあげておられると思うのですが、実際の一番重要ななめをなすところの伐木、この伐木の機械化がそれほど労働の合理性、生産性を高めていくという見通しはどういう係数から出てくるのですか。木材の場合、二倍以上の木材を出すのに八六〇で済むということは、それは機械化がこれをカバーできる、と同時に、生産基盤が整備されてくる、こういう考え方から出てくると思うのですが、現在の伐木に使っておるチェーンソーが日本の労働力の生産性にどういう影響を与えておるかという数字が現在の現状において出されておるならばお聞かせ願いたいし、それが今後の見通しとしてどれだけ機械化が進展をし、それがどれだけ労働の生産性を高めるか、そういうデータがなければ、現在の人員の八六〇でいまの出木の倍以上出せるという係数ははじき出せないと思うのです。その八六〇の人員で足りるという根拠を明確に係数的に示していただきたいと思ひます。

○若林政府委員 伐出部門におきます労働原単位の問題でございしますが、ただいま申し上げた数字は、伐木、造材、搬運材、全部込みにした数字でございします。現状におきましては、この労働原単位が、一立方メートル当たり生産いたしますのに〇・八六という数字になっておるのでございしますが、今後林業の機械化の進展に伴いまして、将来、これは大体昭和六十年以降というものを一応想定いたしておりますが、労働の原単位が〇・五八というふうになるという試算があるわけでございします。こういうものを前提にいたしまして計算をいたしましたのが、先ほど申し上げました数字で、これは伐出ばかりではなくて、造林、林道その他も全部含めました延べ労働力でございしますが、その中の伐出部門だけについて申し上げますと、原単位というものはただいま申し上げましたように変わつてまいることとでございします。

○森(義)委員 要するに、機械化によって一立米に対する労働力というものが〇・五八という係数

で計算をしていくと、そういうふうになる。先ほど長官の説明の中に、労働力が逐次高齢化をし、質的低下を来たしておる。労働力の質的低下と機械との関連はどうなるのですか。機械化というのは、高齢化、質的低下した者によって、それが機械の能力を發揮できるような条件にはならないと思うのです。現状の林業労働者の高齢化あるいは質的低下というものが機械化に結びつかない。機械化に結びつけようとするならば、どうしても若年労働力、青年労働者が林業労働者として住みつける条件が整備されなければ、その数字は出てこないと思うのです。その点、長官は先ほどの説明で、高齢化あるいは質的低下を来たしておるという現状の上に立ちながら、機械化がこのように労働の生産性を高めるのだという数字をはじき出すには、ちょっと私は理屈は通らないと思うのですが、その点についてどうお考えになりますか。

○若林政府委員 今後の林業労働対策というものをどう考えていくのかという問題の中で、ただいま御指摘のございました林業労働力の女性化あるいは高齢化という問題を説明することになるろうかと思うのでございしますが、民有林関係の労働力対策といたしましては、現在いろいろな対策をやっておるわけでございしますが、こういうものを中心といたしまして、今後積極的に拡充してまいりたいというふうに考えておるのでございします。

まず、林業労働者の就業対策でございしますが、林業労働者の就業の改善及び労働力の安定確保というものを目的にいたしまして、ただいま、林業生産のウェートの高い市町村につきまして、林業労働力需給動向を把握いたしましたして、就業動向台帳というものの登録をいたしまして、林業労働力需給動向に基づく安定就労というものを現在推進をいたしております。

さらにまた、労務組織の整備、主として森林組合の作業班というものを考えておりますが、現在の約四千の班がございまして、労働者の数にいたしまして約四万、こういったものを今後積極的に

拡充してまいりたいというふうに考えておるのでございします。さらにまた、通年雇用促進のための連絡指導ということも行なっておりますが、こういう点もさらに促進をしてみたいというふうに考えております。

次に、林業就業態勢整備促進対策ということも本年度から新しく始めておるのでございしますが、一定要件を具備した協業体に対しまして安全衛生施設の助成をいたしまして、林業労働災害の防止に積極的に寄与をさせてまいりたいというふうに考えておるのでございします。

それから、社会保障等の拡充の問題でございします。林業労働者に対する社会保障制度の適用その他労働条件の改善をはかりましたために、各種の社会保障制度、就業規則、賃金体系、安全衛生等につきまして、関係当局とも十分連絡をとりまして、関係団体、林業関係の事業主あるいは林業労働者等に対しまして、啓蒙指導を強化いたしてまいりたいというふうに考えております。

ただいま林野庁といたしましては、東京大学のほうに依頼をいたしまして、林業労働者の不就業期間に対する保障措置等に関する研究をやつても、十分これを勘案いたしまして、林業労働の実情に即した社会保障制度のあり方についても検討を進めたいというふうに思つておるのでございします。次は、養成及び確保でございしますが、林業労働者の減少傾向あるいは質的变化というものの対処いたしますために、将来の基幹的な労働力の養成及び確保をはかりましたために、林業労働者の技能検定あるいは職業訓練、こういうものを実施することにつきまして検討を進めておるところでございします。

るためには、何と申しまして、やはり雇用安定という点を重点的に考えていかなければならぬというふうな思っているのをごさいます。そういった面でも、ただいま申し上げましたようないろいろな対策を今後においてさらに拡充強化をいたしまして、労働力の確保に資してまいりたいというふうな考えでおるのをごさいます。

○森(義)委員 供給力の増大、いわゆる確保のためにはいろいろなファクターがあるのですが、その中で、あちらへ飛んだりこちらへ飛んだりしますと、時間的に何も得られなかったということになるので、私は、いま労働力にしばってちよっとお尋ねをしておるわけですが、これは長官、労働力の確保の問題については、いま長官の考えておられることは、林業基本法ができてから三年間の間何一つとしてやられておりませんし、今日までも、そういうお答えのような、労働力確保のため、あるいは養成のための政策というものが、何ら実を結んでおられないわけです。実はこれは林野庁からもらった資料ですが、現在の「年令階層別林業就業者数と同比率」、この数字は出かせぎ農民のあれを含んでおりますので、専業労働者の年齢よりも比較的若い層がかなり比重を占めております。しかし、これによりまして、いわゆる二十五歳以下の林業労働者というのは、昭和四十年において一〇%です。逆に六十歳以上の林業労働者も一〇%です。一番多い層としては三十五歳から三十九歳というのが一六%でございます。これはいわゆる農閑期の出かせぎ農民に、都市に行く出かせぎ農民と山村に行く出かせぎ農民とがある。その出かせぎ農民の青年層を入れての数字で、現状の林業専業労働者の年齢ではありませぬ。林業専業労働者の年齢が毎年一年ずつ伸びていて、奈良県の林業地帯において平均年齢四十四歳である。こういう実態数字を見ながら、今後日本の林業の需要の拡大に伴って供給力を伸ばしていく場合にどうなるのかということについて、ほんとうに心配をしているわけなんです。十年前には山村は養老院のようになってしまふ。

これはもう厳然たる事実であります。奈良県では十津川という村がありますが、あそここの高等学校の卒業生に何とかして村に残ってもらおうと思つて、村長以下かけずり回つたが、女子の卒業生が一名役場の職員に採用されただけで中。あと全員離村であります。こういう実態の中でいま機械化が進んでいく。その中で、機械を駆使して若年労働者が住みつけるような山村地帯にし、その機械化による労働生産性を高めることによって、需要の拡大に供給力が見合うような体制をつくつていこうということ、私は、それは文字どおり現状を知らない人の言うことだと思つたのです。そこで、一つ具体的にお尋ねいたしますが、社会保険の問題について、林業労働者が今度の失業保険法の一部改正の中からはずされております。いま林業労働者が社会保険の問題で恩恵を受けておるのは、国有林を除く民有林の労働者の中で恩恵を受けておるのは、いわゆる労災保険だけであります。この労災保険の恩恵を受け、その中で、なおわれわれ奈良県のように、労働者の組合をつくつて、失業保険、あるいは健康保険、あるいは中退法の適用等によって、何とかして山に労働者が残るような努力をしておりますが、その中で奈良の昨年一年間における林業労働者の負傷者は千三百名です。七名死んでおるわけです。これはもう奈良県における労働者の災害率の最高であります。組合があつて、安全の問題について指導員をつくつてせつかくの努力をしておる中においてすら、年間千三百名の負傷者が、七名の死亡者がおる。

（倉成委員長代理退席、森田委員長代理着席）
こういう危険な労働の中に社会保険の他の面がほとんど適用されておらないというのが現状です。これは長官も御承知のように、林業というのは気候に非常に影響を受けるわけです。雨が降れば山へ行けません。雪が降れば山へ行けません。おそらく年間林業労働者が稼働する全国平均というのは、百五十日ないし百七十日だと思つた。そこ、かりに日給二千円としまして、百五十日で年間三十万です。失業保険は何もない。そして人がどんどん出てくる。健康保険がない。そして、いわゆる退職金の、あるいは老後保障的なものがある。こういう環境において現在働いておる山林労働者の実態というのに対して、これから社会保険を拡充して、山林にも機械を駆使する若し労働力が安定して生活できるような条件をつくり上げていくんだとおっしゃるが、それでは、具体的にどの面からそういう問題について取りかろうと計画し、決意をしておられるのか。長官の先ほどのおことばでは、いろいろなことをやりたいとおっしゃつておられますが、これはいづつの場合においても言っておられるわけだ。しかし、一つもその問題について成果があつておりません。林業基本法ができたときに、私は、初めて林業労働者として位置づけられたんだ、いままでおまへたちは産業労働者じゃなかったんだ、いわゆる森林法のもとにおける日本の国土保全の公務員であつたのだ、いわゆる召使いであつたのだ、ところが、林業基本法ができて、ようやく林業が産業の見地からとらえられらるることによって産業労働者になつたのだから、都市産業労働者と同じ社会保険の恩恵を受けられるんだからしげらくしなばうろというところで、林業労働者に話をしてみたい。しかし、あれからすでに三年たちます。ところが、林業基本法にうたわれておる林業労働者の社会保険の拡充の問題について、林野庁から何の具体的な施策もいまだ聞いたことありません。また、こういう計画をしておるということも聞いたことがありません。そういう実態を放任しながら、いまのような機械化によるところの労働の生産性から換算をして、労働力が昭和九十年には現行の労働力の八〇%で充足されるんだというふうな数字を出されますと、どうして私どもは納得できないわけなんです。この点について、具体的にいつどういう方法で林業労働者にこういう程度の社会保険の確立をやるんだということについて、林野庁に案があるならば長官から明確にお答えをいただきたい。

○若林政府委員 林業労働対策につきましては、御承知のように、国有林につきましては、国がみずから仕事をやっていると関係もあるうかと思つたが、雇用安定なりあるいは労働条件の改善ということにつきましては、従来からも努力をいたしてまいつておりますし、また、それぞれ成果もあつておるというふうなことでございまして、民有林の林業労働対策ということにつきましては、まだ国有林に對比いたしますと十分だということまでは行つておらないのでございまして、私も、この民有林の林業労働対策というものの拡充ということにつきましては努力をいたしておるところでございます。

今年度におきまして、予算的にも昨年の三倍の予算を計上いたしました。いろいろとやっております。つきましては、労働保険の問題等について、労働保険の適用に強制適用を受けるといふものは別でございますが、その他の面におきましては、先生から御指摘のように、必ずしも十分ではないということもございまして、今後こういった保障制度というものの適用の拡充等につきましては努力をいたすつもりでございます。

後継者、若い労働力を確保するというところにつきましては、後継者育成資金というふうなものも今後検討してまいりたいということで、現在検討いたしておるような段階でございまして、さらに、若い林業グループというもののグループ活動を促進する面での助成措置等は、今年度からまた新しくこれも予算化をいたしてまいります。

（森田委員長代理退席、委員着席）
いづれにいたしましても、民有林の林業労働対策という面につきましては十分でございませぬので、今後いろいろな面におきましてその改善を積極的に進めたいという決意でございます。

○森(義)委員 そういう答弁では納得できません。努力をするとか、十分ではないとか、そんな段階じゃないんです。少なくとも日本の林業を考へる場合に、機械化に限界がある山岳林業の中

でどう労働力を確保するかということが日本の林業の最重要施策なんです。その中で、社会保障の問題について、あるいは若年労働力の問題について、努力するとか確保するとか、あるいは後継者資金の問題について、農業で行なわれておるようなそういう問題についても考えるとか、そういう答弁を何回繰り返していただいたところで、林野庁が出しておられるあの諸施策というものは、私はもう絵にかいたもちだ、そう断定せざるを得ないわけなんです。

それでは、私は、ここで具体的に、林業労働者の失業保険の問題をどう考えるのか、健康保険をどうするか、この二つについて長官の具体的な答弁を願いたいと思います。いま奈良では失業保険法の特例給付を受けております。しかし、これだつて失業保険法の特例給付ですから、この間まで三百三十円だったのです。それがようやく五百円になりました。一日二千円の賃金で働いておる労働者が五百円の失業保険しかもらえない。しかし、そのことでは、林業労働者がどれだけの恩恵に喜んでおるかというのが現状です。それは奈良県だけでいま行なわれておるいわゆる失業保険なんです。そういう実態を——これは二年前の田中長官時代に、民有林労働者の実態を資料として出せと言ったら、ないから一年待てくれ、予算を組んで民有林労働者の実態を調査するということでしたが、あのときにたしか二千三百万の予算が組まれたはずで、その結果、どういふふうな実態であるかということについて、林野庁はすでにそのデータを持っておられるはずだと思ひます。そのデータをお持ちならば、日本全国の民有林で働いておる労働者の今日の実態というものの資料を出していただきたい。私は、民有林労働者の中で一番進んでおる奈良県における民有林労働者の実態をいま話しておるわけです。それですら、いま申し上げましたような失業保険法の特例給付をようやく三十八年から受けて、三百三十円からようやく去年五百円になっている。そういう段階である。一年のうち三分の一は天候、気象の関係で仕

事ができない。御承知のように、山は仕事ができない間、近くにいわゆる仕事がないわけです。どこかにアルバイトに行こうとすれば、二時間も三時間もかかる。車馬賃が要る。こういう状態では行けないわけです。結局何をやるか。失業しておる間ばかりと酒しかなかったわけですね。そういう中に若い青年がどうして残りましたか。年間所得三十万くらいで、そしていま言ったような環境の中に置かれていて、労働者の確保できる見込みは私はないと思うのです。長官は先ほど、確保できる、確保するためにいろいろな努力をしようとしゃべったが、その努力が具体的に明示をされない限り、それはいままでの答弁と同じで、山村労働力の流出はどんどんと拡大しておるじゃありませんか。この拡大はさらに私はそのスピードを増すであらうと思います。そういう状態の中で、今国会を通じて、林業労働者の労働条件の問題、社会保障の問題について、林野庁はいつから失業保険について、こうする、健康保険についてはこうする、こういった確たる答弁を私は期待をしたいので、いま一度その点についての長官の決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○若林政府委員 林業労働者の社会保障の現状につきましてまず申し上げてみたいと思うのでございますが、御承知のように、労災保険のほうは当然適用または強制適用となつていないのでございす。しかも、この林業の場合におきましては、常用労働者というものが少ない。あるいはまた事業主等も含めましてでございますが、負担能力の乏しいという問題がございます。こういったことで、いろいろな社会保障制度の適用というものがおこなれていないというふうに考えておるのでございます。

労働者の災害補償保険でございますが、数字で申し上げますと、現在適用を受けておりますのが約三万三千九百事業所でございます。被保険者の数が約三十二万七千名、失業保険につきましては約九百八十事業所で約六万八千名、健康保険が約二千五百事業所で約六万二千名、厚生年金保険

が約二千三百事業所で約六万四千名、農林漁業団体職員共済組合が約千八百八十事業所で約九千名、中小企業退職金共済が約六百三十事業所で約一万三千名、こういうふうな現況になっておるのでございます。

そこで、この中の失業保険の問題でございますが、今回提案されております失業保険法の改正の問題とからむわけでございしますが、この失業保険の適用関係につきましては、現在のところ、民間林業に使用されております者は、一定の要件に適合する者に限りまして任意適用されることになっておるのでございます。今回の改正案におきましても従前どおりの扱いとなっておりますが、これにつきましては、林業労働者の福祉の向上、さらに林業の近代化促進等の見地からいたしまして、さらに改善をすることが望ましいというふうな考えでおるのでございます。したがって、施業の通年化あるいは森林組合等によりまする協業の促進等によりまして、社会保障制度適用の基盤の整備ということがまず必要ではなからうかというふうな考えでおるのでございます。この使用の基盤の整備ということにまずつとめて、その進展に促しまして、将来は原則として、民間林業に使用される者につきましても当然適用という方向で検討するよう、労働省のほうとも十分連絡、協議をしてまいりたいと思ひます。また、当面の任意適用の改善につきましても、林業の実情に即しました運用がなされますように、これまで労働省と協議を進めてまいりたいというふうに思つておるのでございます。

もう一つお話しございました健康保険の問題につきましても、林野庁だけでどうこうということにもまいらぬようでございますので、この改善等につきましても、関係方面と十分連絡をいたして努力をいたしたいというふうに考えておるのでございす。

○森(義)委員 長官、あなたは失業保険の今度の改正案の内容を知らないのですよ。改善じゃないですよ。現在の失業保険の適用はどうなっておりますか。六カ年を通じて稼働日数が八十四日、毎月十一日、この二つの条件がかなわないと失業保険は受けられないのです。今度改正するのは、これを毎月十四日、通算六カ月で八十四日、この証紙が張ってなかったら失業保険の適用を受けられないという、改善をしようとしているのです。あなたは、山林労働者が失業保険の適用を受けられるように改正されるのだと言ふけれども、改善されようとしているのです。なるほど六カ月を通じて八十四日の労働はやりませう。飯が食べませんから。ところが、雨期とか台風期には、六月から九月には十一日働かない人が出てくるわけです。これを十四日に延ばしますと、奈良下市職業安定所の調べでは、四割が失業保険を受けられなくなるのです。したがって、私どもはあの失業保険の改正の中で、これは職業安定局と話し合つて、けしからぬということまで今日まで議論をしてきたところなんです。だから、失業保険法の改正は、林業労働者にとっては過酷になる、改善をされる、こういうものなんです。もちろん給付金額について三ランクがございまして、七百六十円が最高になります。いまは五百円が頭打ちですが、これだつて、一般の産業労働者の失業期間における六割というのに比べますと、うんと低いのです。二千円の六割ですと、最低千二百円なければならぬのです。それにしても、七百六十円というAランク、第一ランクがでけるといふことだけでも、これは一つの前進です。しかし、それを満たすためには、毎月十四日の就労の印紙を張り、通算八十四日なければその適用を受けられない。これは山村における労働の現状を知らない者の案だと思ふわけです。しかも、先ほど申しましたように、林業労働者は災害が非常に多い。ちよつとけがをしたら、その月は働けない。一月十一日張れなかったら、あとの六カ月はパアなんです。あと六カ月を九十日働いたって、百二十日働いたって、失業保険の受給資格はなくなるわけです。二つのワークをはめられておるわけです。そういう、産業労働者の失業保険の現状と合わない、日雇いの失業保

険を適用しながら、なおかつ条件として非常にきびしいものを課せようとしておる。現に課しておる。いま失業保険の改正というものが、林業労働者にとっても何か改正されるような錯覚で長官は見ておられるというところは大きな間違いだ、認識不足だと思ふわけだ。これは林政部長とも話し合つて、職業安定課の責任者とも話し合つて、私たちが今日まで話し合つてきたところだ。職業安定課の役人も、事実これはあまりにもかわいそうだが、したがって、この法案が通るときには修正に、応ぜざるを得ないだろう、こういうことを提案者であるところの労働省が言うのはおかしいけれども、しかし、現実の話を聞くと、あまりにも過酷だ、こう言わざるを得ないところまでわれわれの話し合いの中ではなっているわけだ。そんな状態に民有林の林業労働者は置かれている。一番傷者が多い。一番医療的にも見離されている。山村で働いておる人にこそ、一番健康保険の問題について手厚いところの保障制度がなければならぬと私は思うのです。全部逆なんです。日雇健康保険法の適用を受けて、いま御承知のように国民健康保険の中にかなり吸収されております。しかし、ある健康保険の家族給付の問題を考えますと、われわれは、やはり都市に働いておる労働者と同一ような健康保険の適用を受けられるような——林業産業としてこれから日本の経済の中で占める大きな役割りというものを考えてみるときに、それを維持培養していくところの労働者に対する施策としては、あまりにも国は差別を過ぎると思ふのです。だから、私は、ここでもうはあまり時間がありませんで、ほかの問題に触れたいわけですが、この点は、いままで国、有林の労働者の社会保障の問題でいろいろと組合と団体交渉をしてこられて、逐次改善してこられた実態を知っておりますけれども、民有林の実態をあまりにも知らない過ぎると思ふのです。だから、二年前に、せつかく調査をして、いろいろな労働者の実態を調査した資料をつくつて対策を考えますと前長官から答弁があった資料、どういう資料ができ

たか。これを資料として提示を願いたい。まだできていないならば、いつできるか。奈良県にも京大の朝比奈教授が来て、林野庁から委嘱されて林業問題の調査に來られて、私も会いました。全国に調査員を派遣していろいろなことをやつておられるのだと思ふます。もうその集約ができつつはいはすです。そういうデータがなければ労働対策が講じられない。労働対策が講じられなければ、この長期の需給計画というものの最大のエネルギーというものが発揮されないということだ、この長期対策というものは文字どおりに絵にかいたもちになつてしまふ。それは林道の問題、造林の問題、いろいろあるであらう。しかし、私は、少なくともいまのままに民有林労働者を放任しておく、日本の林業というものは滅びてしまふ。そういうことを二十年間奈良の山林労働者のお世話をし、山に入つて実際に体験してきた自分の経験から、ぜひ聞いていただきたいわけだ。この点、もう一回、失業保険の問題、健康保険の問題について、いま答弁できなければ、いつどういう機関でどういふ討議をする、それには私たちの意見も含めて——皆さんだけでは結論は出ないと思ふます。現地の労働者の意見も含めて、いつどういふ機関で討議するかということだけでも、この場合答弁を願いたいと思ふます。

○若林政府委員 初めのお話の資料の問題でございますが、これは先生のほうともまた相談させていただきます。提出をいたしたいというふうに考えておりますので、御了承願ひたいと思ふます。それから、失業保険法の改正の問題でございますが、これはその運営等につきまして労働省のほうと現在まだ協議をいたしておる段階でございますので、さらに協議を続けたいというふうに考えております。

○森義委員 どうも納得できないわけですが、まことにこのことで時間をとつて申しわけございせんが、実は失業保険の問題については、鳥取県では県の当局者が、奈良県でやつておるのは違法である、こういうことを言つておるわけです。私は、これは、徳島県にも、高知県にも、鳥取県にも、各地に、民有林労働者の社会保障の問題について、せめて現在奈良県の自力で獲得した線までお互いの力で獲得しようじゃないかという運動を展開しておるわけです。ところが、県によつて、これが違法である、こういう答弁をしておる。林野庁は、どういふ指導をしておるのか。少なくとも林野庁の指導で、労働者の社会保障の問題について、もっと根本的な改正をしなければ今後の労働力の確保ができないという、先ほどの長官の答弁の趣旨であるならば、全国の林務部なり、あるいは労働部なりに、民有林労働者の社会保障の問題について積極的な施策を講ずるような要請を強くすべきだと思ふのです。その点について、いままで林野庁から、林業労働者の社会保障の問題について、どういふふうな指導を各府県に直接関係の深い林務課なり林政部に対してされた経緯があるか、もしあるならばお答えいただきたいと思ふます。いままで私の聞いておる範囲ではないのです。むしろ逆に、奈良県は違法であるという、このことを林務担当者が公然とやつておる。そういうことを指導されたことがありませんか。

○若林政府委員 私が申し上げました一連の民有林の林業労働対策等につきまして、都道府県を通じて指導をいたしておるところでございます。ただいま先生からもいろいろお話がございましたので、今後におきましては、さらに都道府県に對する指導を強化いたしまして、民有林労働者對策に万全を期してまいりたいというふうな考えでおるわけでありませう。

○森義委員 各府県を通じて指導されたのならば、その指導された文書を参考資料として出していただくたいと思ふます。林野庁から民有林労働者の社会保障の問題についてどういふ指導をされたか、その文書をあとで資料として出していただきたい。

そこで、奈良県で行なつております中退法の適用、いわゆる退職金です。中小企業退職金共済法によるところの林業労働者の老後の保障のための退職金規定なんです、あつた方法を全国の民有林労働者に適用するための指導なり助言をしようとする意図があるかどうか。

○若林政府委員 林業労働対策につきましては、奈良県はそういった面での非常な先進県でございます。林野庁といたしまして、ただいま先生からお話のございました退職金制度というふうなものにつきましても、すでに各県のほうに情報としてこれを流しております。林野庁といたしまして、来年度におきまして何らかの具体化をはかつてまいりたいというところで、現在担当課のほうで検討しておるような段階でございます。

○森義委員 情報として流す程度じゃだめなんです。こういう方法でどういふふうなやれ、こうやって奈良県がどういふ成果をあげたのだ、こういう形のものをなければならぬ。奈良県が中退法の——森林組合、市町村、県並に労働者との間の話し合いの中で、長い間かかつてこれは戦い取つたいわゆる老後保障の問題です。それを単にこういう事実があつたということだけで、情報で流されただけではだめです。それを流されて、徳島県から奈良県に、私たちのためにどういふ方法をやられておるか、勉強に來られました。そういう方法もありませう。しかし、林野庁が積極的に労働力確保のために社会保障の問題を長官の答弁のとおり拡充するという意図があるならば、われわれがやる前に、役所自身がこの問題は積極的な姿勢で指導、助言しなければならぬ問題ですよ。その戦いとれたものを情報で流す程度で、そんなものがすつと各府県の行政の中に入つていくような実態にいまあります。これはほんとと強力な指導をやつていただかなければ、長官の先ほどの社会保障の拡充によつて、林業労働者が他の産業労働者と大きくいま差別されておる状態を改善されることにはならないと思ふ。

○若林政府委員 お話もございましたが、今後積極的に指導をいたしてまいりたいと思ふて

おります。

なお、この民有林の林業労働対策というものを拡充いたしますために、林野庁といたしましては、近く民有林の林業労働問題を担当いたします組織を拡充いたしまして、対策に遺憾なきを期してまいりたいという考えでおるわけでござい

○森義委員 この問題は、いまここで直ちに結論を出すことはたいへんむずかしいと思ひますが、いま長官の答弁がありましたように、林野庁の中で、民有林労働者の問題についての対策の部というのですか、課というのですか、そういう責任者を設けて、これから積極的に取り組んでいきたい、こういう答弁をお聞きいたしましたので、そこに大きな期待をかけて、その中に私もさらに具体的な意見を申し述べるといふことで、この問題は一応終わります。

そこで、十二時半から両院議員総会がござい

すので、時間がありませんが、ちょっとその他の問題について、若干触れてみたいと思ひます。

そういう補完的なものでなく、重大な役割りと位置を占めてくると思うのです。その点についての見通しをどうお考えになっておるか、お尋ねしたい。

○若林政府委員 今後の外材輸入の見通しでございますが、前にも申し上げましたように、現在の外材輸入状況というものが、社会、経済事情の基調の変化ということによって多量に入ってきておるのか、あるいは当面現在のような多量のものが入ってきておるのか、今後ともそういうふうな比率で伸びていくのかどうかということにつきまして、いま直ちにここで即断するということにつきましては、いま直ちにはなからうかと考えております。しかし、四十年度と四十一年度を比較いたしますと、四十一年度は約三割伸びております。今年度の見通しにおきましても、四十一年度の約一〇割は伸びるのではなからうかというふうな一

心〇の数字を示しておるのでございますが、今後長期にわたって外材輸入の可能性という問題等を考へてまいります場合に、御承知のように、各産地とも、フィリピン等は資源的な問題もござい

ます。その他におきましては資源的には相当あるわけでござい

的に適正に、しかも円滑に輸入をはかってまいりたいという基本的な考え方でもって現在進めておるような次第でござい

○森(義)委員 時間がありませんので、外材問題については、次の機会にあらためて根本的な問題について議論したいと思ひます。特に林業基本法ができてから、林業が経済的な重要な役割りを果たす今後の見通しの中で、林野庁の中に経済部がないということについて、私は非常に不満を感じている一人ですが、外材問題については引き続き次の機会に質問することにして、きょうの質問を留保したまま、これで終わります。

○本名委員長 本会議散会後再会することとし、これにて休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後四時三十分休憩

○本名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産省の振興に関する件について調査を進めます。

この際、昭和四十二年産米穀の政府買入れ価格について、政府から説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○倉石國務大臣 この際、御報告を申し上げます。

昭和四十二年産の米穀の政府買入れ価格は、一四等平均包装込み手取り予定価額百五十キログラム当たり一万九千五百二十一円と決定いたしました。十六日の政府の閣議においてこのように決定いたしました。内容は政府委員から申し上げます。

○大口政府委員 ただいま大臣が申された金額は、石当りの一四等平均包装込み手取り予定価額でございますが、生産者米価の決定と同時に決定をされましたこととして、時期別格差、これは前年と同様の金額でござい

ら包装代につきましては、少しこまかくて恐縮でござい

○本名委員長 質疑の申し出がありますので、順序これを許します。神田大作君。

○神田(大)委員 ただいま大臣から米価決定の報告がありましたが、今年度米価につきまして、米価審議会がその答申をできずに、このような米価が政府において決定されたのでありますが、これに対して大臣はどのような考えをお持ちであるのか、お尋ね申し上げます。

○倉石國務大臣 お話のように、米審は、委員の各位それぞれ苦勞されましたけれども、ついに一本の答申を出すことはできなくなりました。これは昨年も同じような経路をたどったわけであり

す。そこで、ことは二回にわたって米審の会期を延長いたしました、委員各位は非常に熱心にそれぞれの御意見を吐露されまして、それを終始承っておりまして私は、各委員のそれぞれのうちを傾けられたる御意見を拝聴いたしており

ましたから、それを参酌いたしまして、きわめて妥当な線であると判断をいたして今回の決定を政府の責任においてやったわけであります。

○神田(大)委員 食糧管理法には、米価の決定は米価審議会の答申を得て決定すべきであるというように明記されておると思うのでありますが、このように答申のない米価に対して、政府は手続上これでは不備であらうと私は考えるのであります。この点についてはどのようにお考えになっておりますか。

○倉石國務大臣 食糧法には米価審議会というの

わけでありす。個々別々の方の御意見は、いま申しましたように十分拝聴いたした、こういう結果であります。

○神田(大)委員 しかし、この米価審議会の答申というものは、米価決定において非常な重要な役割りを果たしておると考えられるのでありまして、無答申のまま政府がこれを決定したということに對する國民の不信というものが出てくると思ふのです。そういう意味合いにおいて、今後このような形でありまして、いつまでたつても、米価審議会というものが無答申のまま、政府はこれを形式的に諮問をして決定することになる

と、ますます國民の米価決定に対する不信が重なると思ふのでありますが、これに對して大臣はどのような方式をいつまでも続ける考へがあるのかどうか、それをお尋ねします。

○倉石國務大臣 新聞紙上にあらわれておりますいろいろな意見によれば、米審無用論というようなものも出てきておりますし、いろいろな批判が出ておりますけれども、私がこのたびの米価審議会の経過を見ておると、各委員とも何とか一本にまとめたという努力は非常におやりになつた模様であります。しかし、それができなかった。できなかったことは、一体どこに原因があるかというふうなことは、それぞれ批判も違つておりますが、私は四日間この米審の経過を見ておると、米価というのは、単にいわゆる米の値段ばかりではありませんが、日本人全体の食いの主食である、ことにこの価格というものは日本経済に大きな影響を持つてくる問題でありますから、そういう全体の日本経済の中における米価、しかも、この生産意欲を増強してまいるために、農村の人々にとのような施策をなすべきであるかというふうなこともあわせて、政府はこの国会終了後大いに検討をいたしまして、この次には大方の國民の御期待に沿うような制度を採用してまいりたい、こう思つております。

○神田(大)委員 それでは、現在において米価審議会の委員が辞表を提出したような方もあるよう

でございますし、新聞の報ずるところによりますと、川野会長も辞意を漏らしておるといふように、米審そのものが分解するやうな状態におちいつておるのではなからうかと考へるのでありますが、これらについて、米価審議会そのものを大臣はどのように考へておるか、これを継続するつもりでおるか、それともこれにかわる新しい方式を考へておるか、お尋ねを申し上げます。

○倉石國務大臣 そういふこと一切を含めて再検討をいたしたいと思つております。

○神田(大)委員 今後米価の決定にあたつて、い

まのように自民党と政府との折衝によつてきめるということは、世間に大きな誤解を招くおそれがあると思ふのです。そうであるならば、これは公共料金と同じやうに、國民の主食であるところの米価の決定については、国会の議を経てこれを決定すべきが妥当であらうと考へるが、この点については大臣はどのように考へておられますか。

○倉石國務大臣 米価は國民生活に大きな影響がありますので、国会できめろという御意見もいろいろ御意見だと思ひますが、政府の責任においてこれを決定しておるいまのやり方のほうがすぐれておる、こう思つております。

○神田(大)委員 そうすると、大臣は、国会の議決を経るというやうな方式よりも、現在の政府の決定によつて米価をきめるという方針に――それだけのことにしては、その方針に変わりはないといふことでございますか。はっきりと御答弁を願ひます。

○倉石國務大臣 決定のしかたについては、先ほど申しましたやうに、米価審議会の意見を聞いて政府が行政責任においてこれを決定するいまのシステムのほうがよろしい、こういうことであります。そこで、米価審議会というもののについては、ひとつもつとまうまう運営のできるように、權威のある答申が出されるやうな形態にするにはどうしたらよいかといふことについて、十分掘り下げて研究をいたしたい、こういうわけでありす。

○神田(大)委員 今度の新積み上げ方式といふこ

の方式によつて政府は米価の決定を行なつたやうであります。これによりますと、特に地代の算定だとかあるいは労賃のきめ方等においては、非常に不徹底な面があるわけだ。これを徹底的に積み上げ方式でもつて正しい算定をすれば、農民団体の要求しておつたところの一俵当たり八千九百三円という価格が積み上げられるはずであります。これを中途はんばにしていることに對しまして、われわれは非常な不満を持つております。が、しかしながら、また政府は、米価審議会の諮問にあたつて三方式をあげました。そのうちのこの新積み上げ方式等によつても、今度の政府決定

米価よりもはかるに低い試算を出しておりますが、この政府の非常に權威のない、政党政治に利用されるやうな米価の決定は、國民が政府を信頼しないことに通ずるものと思ふのであります。政府の責任において決定するならば、もつと權威のある米価を最初に提出すべきではないかと思ふが、大臣はこの点についてどのように考へておるか、責任ある答弁をお願いします。

○倉石國務大臣 政府が三つの諮問案を出しましたのは、あれは政府案ではないのであります。諮問でありまして、したがつて、それについてどのように決定したらいいかといふことを諮問いたしておる。いまあなたのおことばの中に、労賃のと

り方など不徹底だといふお話がありましたけれども、生産者団体の方々は、今度の米価決定にわれわれの取り上げております労賃の算定方式には、御存じだと思ひますが、十分賛意を表してゐるのであります。それからまた、今度の米価につきましたも、現に私のところなどへ多くの生産者の方が見えまして、まずいい線できめてもらったと、たいへんな喜びで、一ぱい飲んで帰りました。私は、あれについては少しも不当であるとは思つておりませんが、神田さんも御存じのやうに、一般論としては、大体売り手は高いほうを希望するのでありますし、買い手は安いほうがいい。しかし、國民経済全体の中で、そういう売り手と買い手の調和のとれた經濟を営んでいかなければなりませんからして、大きな数字を要求されましても、實際にきまるところはこの辺のところだ、いいかげんなことを言つて扇動している人たちは無責任なことを言つてゐるのだといふことすら、私どものところへ来てまじめに農村の生産者は言つてゐるのでありますから、私どもは、積み上げ方式というものをとりまして、第三者に見られて少しも恥ずかしい程度、たとえば生産性向上のメリットはこままとつてもいいじゃないかといふやうな、適當な常識的な判断をしていただけるやうなものを採用したと思つておるわけでありまして、まあまあ批判すれば限りはありますが、今度のところはいい線じゃないか、こう思つておるわけでありす。

○神田(大)委員 大臣はさういふ考へでおるで

しょう。しかしながら、いま言つたやうに農業団体がさういふことで満足しているといふのはばくは初耳でございます。それはわれわれは聞いてはおりません。ただ、私の言ふのは、農林省が責任を持つて提出した価格といふものは、これは最終決定でないから政府案じゃないと言ふかもしれないが、農林省の責任ある大臣の名前で米審へ出した数字といふものは、やはり政府の考へを十分盛つた案であると言わざるを得ない。もしそうでなければ、米審に對してさういふ權威のない数字を出すといふ話は、これは聞けないのでありますからして、その点は大臣の答弁は間違つておるのじゃないか。大臣が今度の米価決定で努力されたといふことは、これはわれわれもよく承知してあります。承知しておりますが、米審に出した諮問案と、それから決定された政府案といふものを見ますと、何かやはりふに落ちない、何か取り引をしたやうな、さういふ感じを國民は持つのでありますからして、さういふやうな問題は、国会の責任においてこれを決定すべきである、そのほうが明瞭である、さういふやうに私は考へてあなたの考へを聞いたわけでありす。ただいまさういふつもりはないといふならば、今後いづれかの機会に、いづれかの方法によつて、また政府

当局に対してはただしていききたい、こういうように考えますから、この質問は保留しておきますよう。

続いて、生産者米価の値上がり分を消費者米価にかぶせて、政府がすでに決定しておる一四・四の消費者米価の値上がり以上に消費者米価を上げようというようにすることをちらちら聞いておるのでありますが、大臣はこれに対してはどのような考えを持っておられるか、お尋ね申し上げます。

○倉石国務大臣 ただいまのところ、政府は予算米価の一四・四を動かす意思は持っておりません。

○神田(大)委員 そうであるならば、あたかも生産者米価の値上がりした分を消費者米価にかぶせるようなことが新聞紙上ににぎわしておるようでありますが、特にきょうは、実は大蔵大臣も来てもらってその点をただすべきだと思つておられますが、これはやはり消費者に不安を与えることであつて、まことに遺憾なことである。われわれとしては、一四・四を値上げすることそれ自体に對しても、これは物価の上昇を抑える意味において賛成できないのである。食管赤字の内容等を検討いたしまして、これは改善すべき皆さんの事柄があるわけでありまして、そういう意味合いにおいて、農林大臣がそのような考えであるならば、生産者米価の値上がりは消費者米価にかぶせるような、そういう発言が政府筋から流れているということは、まことにゆゆしい問題であると思つて、この点はひとつ十分留意してもらいたい、こういうふうに考えます。

また、かつてわれわれは、たとえば消費者米価をきめる場合でも、低所得者層に対しては消費者米価というものを値上げすべきでない、これはできるだけ低く配給すべきであるということを主張しておつたのでありますが、この点については大臣はどのような考えを持っておられますか、お尋ね申し上げます。

○倉石国務大臣 かつてそういうことを考えられた時代があるようでありまして、しかし、実際にこれを実行いたしますことになりまして、なかなかむずかしい。

かしい。一がい低所得者層と申ししても、どこからどこまでが低所得者層であるか。大体私も農林省におりますので、米屋につき合う機会が多いのでありますが、配給屋さんいわく、いわゆる低所得者層と思われる家のおかみさんほど、一番いい米を持っていっぱい、こう言うのであります、実際のところは、その辺はなかなか微妙でありまして、おかみさん、あなたは低所得者でありますから配給帳面は赤いやつをやるといふふうなことをやりましたら、その家庭がどんなにか妙な感じを持つてでしょう。社会政策としては考えられることではあります、実現することは非常に困難ではないか。これはほかの社会政策のほうで、そういうことについて思いやりをすべきことはできるかもしれませんが、米の配給の制度でそういうことをすることは、事実上はなかなか困難ではないか、こう見ております。

○神田(大)委員 大臣の言われる、低所得者層が米屋に言つて一番いい米を持てこいというようなことはそういう話もそれはまたあるでしよう。しかし、国会においてそれを基準にして政策が論議されるべきものではないのでありまして、われわれは、あくまで低所得者に物価上昇の苦しみをさせないという観点に立つて、このいわゆる二段階米価というものを申しておる。これは、大臣はそう言いますけれども、かつて予算委員会において、大蔵大臣だった倉石農林大臣だったかわかりませんが、そういう答弁をしていらつたわけですね。二段階米価の配給を考えると、こういうことを言つておるわけですね。ここでそれはなかなかむずかしいと言つて、考えればむずかしいでしよう。しかし、やればできることですね。そういう意味合いにおいて、私はせめてそのような温情ある政策をこの際断行すべきであらうと考えます。これは私、きょうは唐突でございましてからして、速記録を調べる余裕がありませんでしたから、あとで速記録を調べて大臣にまた質問することを保留いたしておきます。

ただ、私は、今度の米価決定が、大臣をはじめ農林当局その他関係者の非常な努力によつてなされたことは了とするけれども、しかしながら、米価の決定の方法、あるいは米価の決定のやり方、あるいはまたその積み上げ方式というふうなものに對して、今後大きな問題を残すところがあるものであります。そういう意味合いにおいて、政府当局も、このような騒ぎを毎年毎年繰り返すことのないような米価の決定のしかたをして、農業団体あるいは農民団体等とよく話し合いをしてきめるべきではなからうか。そういう意味合いにおいて、いつか大臣が言われましたように、生産者代表と政府の代表との話し合いをし、それに中間的なグループを入れて、そしていわゆる賃金を決定するようなああいう方式、そういうものを考えてもよいというふうなことをお聞きしたと思つておりますが、それらについては大臣はいまはどういうふうに考えておられますか、お尋ね申し上げます。

○倉石国務大臣 いろいろ考えておりますが、さつき申しましたように、米政策、農業政策全般について、米審をも含めて掘り下げて研究することを国会終了後やつてまいりたいと思つておりますから、そういうところで一括して全部研究をいたしたいと思つております。

それから、先ほどの低所得者層のことですが、予算委員会でも春日一幸君のお尋ねで、総理大臣から、そういう着想はいい着想であるから研究してみましようという答弁をいたしました。総理大臣から私のほうへ、こういうことについて、その着想についてはいい着想であるが、実現可能なやりやを研究するようにというお話がありまして、われわれも過去の実績等いろいろ検討いたしましたけれども、実施はなかなか困難である。したがつて、米の価格などということよりも、やはり他の社会政策でそういうことについては均等に努力をしたほうがいいではないか、このように考えをいまばつぱつちつとあるところでありまして、一括してこれも研究課題として努力していきたいと思つております。

○神田(大)委員 非常にむずかしい問題でありまして、今後政府当局の一段の検討をお願い申し上げまして、時間の関係がありますから、私の質問をこの程度で終わります。

○本名委員長 中村時雄君。

○中村(時)委員 関連です。時間をはばつて、いまの問題の中から発生した重要な問題の二、三点をお尋ねしたいと思つております。

米価の決定というのは、生産者と消費者とが互いに話し合つてきめる、これが一番理想的なんです。しかし、政府が決定権を持つていられるので、そこでお尋ねするわけですが、毎年毎年この米価の大会になつてきますと、各地域から数万人の人が押し寄せてくる。そして、いまのような農協を中心にしたところのいろいろな大会を催していく。これは膨大な費用を伴つて、また膨大な一般には圧力団体とも言われておりますが、そういうふうな問題に對して大臣はどのような見解を持っておられるか。いろいろな話から、いまの米価の決定が非常に妥当である——これは問題がありますけれども、そしてこれは運動的な人たちの云々ということばも吐かれていらつた。そういうふうな立場から見ると、現在主催をしておるところの、そういう大会を求めた人たちが、非常に悪い意味におけるところの判定を下されるというおそれがある。そこで、私はこの問題をお尋ねするわけなんです、大臣はこの大会をどういうふうにごらんになつていらつたか。

○倉石国務大臣 大会へ出てくる人たちの気持ちは、非常に数多く複雑だと思つております。それを主催するほうの側にも、それぞれの思惑があるでしよう。私も、米審の行なわれている最中に、農林省の三番町のほうに大ぜいの方が見えて、そこに出てあいきつをいたしました。そのあいきつに對しては、あるときは、割れるような拍手かつさいで私を激励してくれた人がたくさんおります。あるときには、あたかも暴力的に私のからだに手を触れて、私が帰ろうとするのを阻止した者もありました。結局、それぞれの東京され運動する方の気持ちの中にいろいろな複雑な要素があることがそう

いうことでもわかるわけでありすが、私は、先ほど申しましたように、せっかく努力をして生産した米をなるべく高い価格で買ってくれという要望を持つことは当然なことである、しかし、そういう人たちがわざわざ旅費を払い、ばく大な経費を払って東京まで出てきて、ああい運動をされないでも済むような形にしたい。こういうことについて、実は生産者団体等とも寄り寄り協議をしておるところであります、なかなかこれについてはむずかしい背景もありましよう。しかし、少なくともああい運動でばく大な経費を使われることのないようにするほうがいいではないか。そういうことについて、これから生産者団体とも常に話し合いをいたしてまいりたいと思っております。

○中村(時)委員 そのとおりだと思ふのです。あなたが今度は生産者大会あるいは消費者団体、いろいろな団体を含めていろいろ話し合いをするということは、いままでよりも一歩前進をしておるというふうにも見えております。また、そういうような姿であるけれども、米価の決定に對していろいろの政治的配慮、いろいろの問題もその中には含まれてくるでしよう。しかし、要は、米価というものの決定について、農協というものがこうだという算定をしてやっていった。そこで、米価は二万二千円ベースなら二万二千円ベースという線を目標にして、それを妥当とみなしてやっていると、農協団体の一つの大きなファクターであったとは思ふ。ところが、大臣のお話では、そうでなくして、政府がきめたものがいままは妥当だとおっしゃる。その食い違いがあるわけですね。その食い違いをどういうふうに解釈し、どういうふうに取り上げるかということが、私は生産者団体と政府当局とが話し合いをするきめ手にならなければならぬと思ふ。ところが、そこにあまりにも大きな偏差がある。偏差があるために、やはり大会を開かざるを得なかったという過去の実績、そのことをよく頭の中に入れて今後いろいろな折衝に入っていたらだいた

い。このことは、あえてあげ足をとるとかとかとぬとかという問題ではなしに、真剣にこの問題は取り上げて、そのようなことのないように今後進めていただきた。これは要望しておきます。

そこで、先ほど、どうしてそういう問題があるかという点を、神田委員が生産者米価に伴うところの労働賃金、所得均等の問題として取り上げられた。御承知のように、農業の経営というものは、労働、土地、資本、この三つがいろいろ重なり合っている。そういう点から、所得均等、労働賃金の問題として取り上げていった。その中で、大臣が、妥当だ、一般の人が感謝をしていると言ふのは、その土地に対する投下労働のみをもって評価しているものだとは私は推定する。少なくとも労働というものは、管理労働もあれば、いろいろ形が変わったものもあるわけだ。

それで、労働賃金について、それを妥当とみなして、それで米価をきめていって、それが正しいものであるということだとしても、米価だけであるならば、高い米価になるほど私は農村における階層分化が起こると思ふ。土地をたくさん持っている者は金持ち、少ない者、保有米農家などは貧乏人、こういう規定が生まれてくる。そういうことを考えた場合に、米価問題のほんとうの焦点はどこにあるのか、その点をお聞きしたい。

○倉石国務大臣 一番大きな団体であります農協は、御承知のように二万二千幾らかの要求米価を出されました。あれの基礎になりますところ、非常に大きな考え方の隔たりの一つは、私も取り上げております労働賃金の計算は、都市における五人以上規模の全部の労働者、つまり、五百人規模もあるでしよう。千人規模もあるでしよう。そういうものも一切ひくるめた五人以上の全規模の平均労働賃金をもって、米作農家の賃金と雇用賃金と置きかえていくわけでありまう。それで、そういうものを私の計算の基礎にいたしました。たけれども、農協のほうではそうでなくして、そういうことよりもさらに一歩を進めまして、つまり、都市の勤労者の生活と均衡のとれる生活を米

作農民に営ませるべきであるというところに出て作られておることは御承知のとおりであります。生産費・所得補償という考えから申しますならば、生産費というものの限界はおのずからあるのではないか、そのようなところないかと思ふ。数字のり方の開きが出てくるのではないかと思ふ。私が、私は一々ほかの人の主張を是非なりやと言ふわけではありませんが、私も思ふところは、いま申し上げましたような都市労働をもつて米づくりの農家の労働賃金に置きかえたというところとは、これは特に米づくりに対しては思いやりのあるやり方ではないか。こういうところで数字をいじくつてきますと、まず政府のきめましたあたりがまことに妥当なところではないか、こう言っているわけでありまう。

○中村(時)委員 私の聞いてゐるのは、それだから取り上げ方によって違ふということだ。五人以上の取り上げ方をした場合と、五十人以上の都市の賃金の取り上げ方をした場合と、おのずから異なってくるわけだ。そこで、あなたのおっしゃるの、いま言った取り上げ方の問題、五人以上を取り上げるから妥当だ、そういうふうな考えでいる。では五十人以上にすればどうなるんだということにもなる。そうでしょう。だから、その取り上げ方であつた妥当だと言つてゐるの、五人以上を取り上げた場合には妥当であつて、みんな喜んでゐるんだというところは、それを言つてゐる。取り上げ方のいかによつては妥当でないということになる。それを一方的にきめつけるのは少し行き過ぎじゃないかと私は言つたのです。こまかいことは申しません。

それで、もう一つは、米価が高ければ高いほど、いま言ったように農村における階層分化が起こるのですから、それについてどういうお考えを持つてゐるか、それをお尋ねしておるのです。

○倉石国務大臣 確かにあなたのおっしゃるような傾向は出てくると思ふ。したがつて、地代のとり方などにも、全反収、平均反収をとらないで、限界反収で一番所得の低いところをベースに

してやつておる、計算の基礎にしておるというあたりは、私は、まことに米づくりの農村に對しては思いやりのある計算の基礎をとつてゐると思ふ。ですが、それにしても、限界反収をとればよいほど、生産の多い米づくり農家はそれだけよいに所得がふえてくる勘定でありますから、あなたの言われるような傾向があり得ると思ふ。

○中村(時)委員 そこで、私の言う根本に入るわけですが、あなたは、米価闘争という大会はできる限りなくしよう。私も賛成です。しかし、その問題の根柢というものはどこにあるかといへば、労働の生産性の問題なんです。要するに、いま言った米価の闘争というものはその表現であつて、それは、基礎になる、あるいは橋頭堡になる。すなわち、労働賃金に対する適正な行き方を要求することが、私は米価闘争の基本であると思ふ。だからこそ、大会というものは、私は逆に言うたら意義があるものだと考へる。なぜその投下労働に對する、あるいは管理労働に對する適正な価格を必要とするかといへば、すべての農産物の価格における労働賃金の適正化がこの米価の中からは私は世に生まれてくると思ふ。だから、一方的に言へば、労働組合の賃金のベースアップの問題と同じように、一つの方向をそこに集約していつて、それを橋頭堡にしていつてこそ、他の農産物価格の労働賃金の適正化が生まれるものである、そういうたてまえに立つて、米価闘争というものは非常に重要な意味を持つておるものだ、こういうふうには私は米価大会というものを考へておるわけだ。それに対してどういうお考え方を持つてゐるか。

○倉石国務大臣 こういうところいろいろ申し上げますと、なかなか影響もいたしますから、中村君の御高見は拝聴いたして、私もいろいろのことをやる資料にいたしたいと思ふ。

○中村(時)委員 いずれまたその話はゆつくりお伺いするとして、あと二点だけ。時期別格差というものは、これは具体的には問題なんです、基本米価の中にも入る時期に

な全国平均の水田売買地価によるべきであるということの計算を行なつて、この基礎は反当八万五千円ということになるわけであります。その地代に対する土地の評価上の差額ということを理由にして、六百八十一円の地代に対する修正を行なうべきであるという点であります。

九円の加算ということになるわけでありす。

第三は、農業の生産性向上のメロッド分の二分の一だけを米価に還元すべきであるということ、この分が百十三円ということになるわけでありす。

第四は、付帯労働時間につきましては、農林省としても新たに十アル当たり一・五時間を計上しておるわけでありす、これに対して一・一時間を加えることにいたしまして、その結果が百五十キロで八十八円の加算、いわゆる修正ということ、これを合計いたしますと八百九十一円ということになるわけでありす。

これを自民党のほうは基礎にいたしまして、最終的に大蔵大臣、農林大臣との話し合いを行なった結果、結果的には百五十キロについて八百九十一円から十五円を引いた残額といまして、それを加えた答えが政府決定の一万九千五百二十一円ということになっておるわけでありす。これは特にこの経過というものが新聞、テレビ等を通じておおよそ明らかになっておるわけでありすので、政府決定の算式ということになれば、当然三案のうちの積み上げ第二方式であるということも明瞭であります。そこで、この際、この四項目が決定の上積みということになるわけでありすので、これが十五円だけ引かれたという決定上の経過について、これは数字にわたるわけですから、大臣から大綱的なお話を伺って、あとは食糧庁長官から細部の問題については説明を聞いてもよろしいと思うわけでありす。

○倉石国務大臣 米審に出しましたのは、御指摘のように積み上げ方式のその一、その二とありますが、その二につきましては、米審の委員の各位から、こちらにはあいう試算を出して答申を求めたのでありますが、それについてただいまお話のような地代あるいは土地資本利子または労働生産性のメロッドをどのくらい生産者に還元すべきかといったような意見がいろいろ出てまいりました。したがって、政府は、そういう米審の委員の方々の御意見は取り入れるほうがよろうという

ことで、最初の試算に加えて取り入れたというような結果で、あれが出てまいったわけでありす。詳細については政府委員から申し上げます。○大口政府委員 今回の政府決定米価の算出に至りました経過について御説明をいたしたいと思ひます。

今回、米価審議会におきまして、指数化方式と並んで積み上げ計算方式の試算をお示しをいたしておるわけでございますが、この積み上げ計算方式の計算のしかたは、政府が四十年、四十一年と指数化方式によって米価を決定することになりました以前の、昭和三十九年産米を決定いたしましたときの積み上げの方式と、それからその中で、付帯労働の見方並びに地代の見方について両案をお示しして御審議の対象にいたしましたのでございす。と申しますのは、付帯労働につきましては、最近の米作経営が逐次共同化の傾向が非常に強いということから、共同作業の打ち合わせ等による程度の時間が費やされておるかというものを統計調査部の補完調査で取り調べた数字がございす。それから、最近農家が簿記をつけるのが非常に普及をしましてまいりましたので、自分のうちで簿記をつけるためにどれだけの時間が一体費やされておるかというような問題も、あわせて調査をいたしたのでございす。それからさらに、農閑期等を利用して技術習得等の研修、講習に出席するための時間がどのくらいかかっておるかということ、並びに農協等に資金の借り入れに行きますための所要時間、これらについて補完調査を実施いたした結果があるものでございす。

〔委員長退席、高見委員長代理着席〕

このうち、前二者につきましては、その年の米の生産費として評価をすることが妥当であると思われるという考え方に基きまして、この前二者の所要時間である一・五時間というものをもとにいたしまして、政府の試算の計算をいたしたのでございす。しかし、米価審議会を通じて、この前二者だけを見るのは少ないので、そういう補完調査の結果があるのであれば、研修、講習に要する

時間並びに資金調達に要する時間も、さらにつけ加えて評価の中に織り込むべきであるという御意見が非常に強かったものでございす。結局、結論におきましては、それらの時間数にさらに一・一時間を加えました二・六時間というものをその種の労働の時間数とみなしまして、これを評価額として米価算定の中に算入をするということにいたしましたのでございす。

それから、第二番目の問題としましては地代でございますが、御承知のように、従来の米価算定の中における地代の計算のしかたは、全農地の約五割を占める小作地につきましては実際に支払っておる小作料を基準とし、それから残りの九五割の小作地につきましては近傍類地の小作地の実納小作料を基礎とするという計算方法をとってまいりましたのでございす。ところが、最近の小作料は、統制はされておりますけれども、この統制額は十数年据え置かれておるといふようなことから、やはり実納小作料といましても非常に統制小作料の金額に影響されるということから、とかく経済実勢と合わないという御議論が非常によくあったのでございす。そこで、私どもとしましては、自作地の地代の評価の方法として、理論的に考えられる方法といたしましては、小作料というものを使得って自作地の地代の評価をするという方法が一つと、もう一つの方法としましては、土地資本利子という考え方を導入いたしまして、この考え方で計算する方法と、二つの考え方があり得るということ、米価審議会の試算にもその二つの考え方を並列的にお示しをして御審議を願ったのでございす。もちろん、小作料を自作地の地代の評価に使うということは、現在の統制小作料の計算方法が、粗収益から他の費用を全部差し引いた残りの金額を小作料として出すという計算方法をとりおきます関係上、米価算定の地代の基礎に小作料を取り入れるということとは、どうしてもある程度循環が避けられないという理論的な問題がございす。それから、土地資本利子という考え方でこれを見る場合には、やはり土地の評価

をいかにするかという非常に大きな問題があるわけでございます。御承知のように、農地の売買というのは、現在農場全体の単位で売買される例が比較的少なく、やはり農地の切り売り、買い足しというふうなところで実際の取引が行なわれ、かつ、取引金額はそのような取引の実態に応じた価格が出されておることとございす。御案内のように、一定の地域に一定の規模の農地を持つておる農家が、さらにその上に農地を買い足す場合においては、大型機械等を取りかえる必要もないとか、あるいは面積が広がることによる収益が高まるということから、新しく買い足しをいたしました農地について生ずる収益というのは、既存の規模の上に生ずる収益よりも非常に高い収益が期待できますので、農家としては買い足しの場合には、その高い収益を頭に置いただけの高い価格で農地が買得るといふことが言えると思ひます。そこで、現在の自治省の固定資産税の評価をいたします場合にも、農地の場合には、いま申しました高い限界収益と平均収益との比率というものを一応五五〇というところに置きまして、実際の取引されておる全国平均価格を五五〇に落としたものを評価の基礎にしておるのでございす。このような考え方は、やはり農地の取引の実態を正しく反映した考え方ではないかと思ひます。で、米価審議会に出しました試算には、固定資産税の評価の際に正常売買価格である九万四千四百円という価格に五五〇かけました四万九千何がしものものを土地の評価額といたしまして、これに五分五厘の金利ということで計算をした案をお示しをいたしたのでございす。しかしながら、そのような評価で繰り込みます地代の高さというものが、やはり現在の小作地における実際の小作料の水準よりもやや低いのではないかと、御意見等もいろいろございしましたので、最終段階におきまして政府が決定をいたします際には、自作地の地代につきましても、実納小作料水準というものを使いまして、これで評価をすることにしまして最終的な決定をいたしたのでございす。

もちろん、この小作料を地代の評価に使いますことについて、理論的に循環があるということ、先ほど申し上げたのでありますが、一方、小作料の実際に払われておる水準と違つた水準の評価をいたしますと、同じ農地でありながら、小作地と自作地とで実際の評価水準が違ふという点を通じまして、いろいろまた問題が起きますということから、そういう土地資本利子を使つてもやはり循環が避けられないという問題がありますので、最終的には、今後の統制小作料の水準をどのようにするかという農地制度の基本的な検討ともならみ合わせることにいたしまして、実納小作料水準というものを自作地の評価に使うということにいたしましたのでございます。

それから、資本利子でございますが、資本利子につきましても、ことに自己資本については、私どもの米価審議会でお示しをいたしておりました案の基礎においては、農家の資金運用がいろいろな方法でございまして、それらを平均をいたしまして利率ということで、五分五厘ということでお示しをいたしたのでございますが、審議会におきましても、また与党のほうの御意見の中でも、農協の金利たる五分六厘を採用すべきであるという御意見が非常に多かったものでございまして、この点は、私どもも、その利率の問題についてはそのような利率に改めるということで、五分五厘で見えておりましたものを五分六厘に改めたのでございます。

それから最後に、生産性向上の利益を生産者に還元するという問題でございますが、現在の積み上げ計算方式におきましては、計算値の安定をはかるという趣旨から、それぞれ過去三年の生産費を平均いたしました数字を基礎として計算をいたすことにいたしておるわけでございます。これは指数化方式において計算する場合も、やはり三年平均という考え方を導入をいたしております。最近の農業の労働生産性の向上に伴ひまして、労働時間は逐次減少いたしておりますが、私どもは、この逐次減少していることが直ちに米価を引

き下げる要因として働くのはいけないので、むしろこれは若干緩和すべきであるという御意見は、非常に米価審議会等でも御議論になりまして、私もこの問題を非常に慎重に取り扱うべき問題と存じますが、やはり全部還元をするということであれば、生産政策、構造政策の意味がないという考え方もございまして、二分の一だけ還元をするということと計算をいたしまして、最終的にはいま申しました考え方を積み上げて、一万九千五百二十一円という数字を計算をいたしたのでございまして、先ほど芳賀先生がおっしゃいましたように、与党の数字の十五円をどうやって計算をして、十五円引くという、そういう過程をやつたものではございませんので、十五円の説明を申し上げることはできません。

○芳賀委員 それでは私が尋ねました地代、資本利子、生産性向上メ리트の還元、付帯労働時間の説明の中で、資本利子については、ただいまの説明によりまして、最初の政府試算の五分五厘を五分六厘に改める、これは九円ということになるわけですね。それから第二点は、付帯労働時間については、当初の試算の一・五時間を二・六時間に、その分でプラス八十八円になった。まず、この二つは金額において間違いないですか。

○大口政府委員 いま申されたとおりでございます。

○芳賀委員 第三の点の生産性向上メ리트分の還元方式については、このように理解していいですか。昭和三十九年の農林省の米の生産費に基づく十アール当たりの投下労働時間から、三十九年、四十年、四十一年の三年の各年の投下労働時間、これを平均したものを三十九年の実績投下労働時間から引いたその残りの労働時間ですね、それを生産性向上とみなして、その二分の一の時間に対して評価を行つた金額、こういうふうなやり方ですか。

○大口政府委員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 その金額は十アール当たりあるいはさらに百五十キロ当たり幾らになっておりますか。

○大口政府委員 二百十九円でございます。

○芳賀委員 それは百五十キロ……。

○大口政府委員 百五十キロでございます。

○芳賀委員 十アール当たりは……。

○大口政府委員 五百四十七円でございます。要素別の計算は、いま私どものほうとしては大体お尋ねに従つてお答えをいたしておりますが、一つの参考として積み上げ計算の要素計算をいたしておりますので、概数計算ということでございまして、一応いま先生がおっしゃいましたとおりの計算をいたしまして五百四十七円、これを百五十キログラム当たり直して二百十九円という数字になります。

○芳賀委員 以上で三点の内容がわかつたわけですか。

最後の地代について、いま長官から説明がありましたが、積み上げ方式第二案によりまして、これは自治省の調査による固定資産税の評価、正常売買価格の二分の一という額の四万九千五百二十四円、これに年五分五厘を乗じた金額ということになるわけですね、これは百五十キロ当たりになれば八百七十八円ということになっておると思いますが、この点は間違いないですか、最初の積み上げ第二方式の場合です。

○大口政府委員 八百七十八円でございます。

○芳賀委員 それではこの八百七十八円に対して、今回の場合どれだけ地代分でプラスになったわけですか。

○大口政府委員 いまの数字に五百二十九円をお足ししたきたいと思います。

○芳賀委員 これは自民党案によると、水田の正常売買価格に対して年五分五厘の利率を乗ずるということになっておるわけですが、いま長官の説明によると、そういう積み上げ第二方式によつたのではない、この分だけに限つては、自作地については実納小作料主義によつて評価した、そういうお話であります、その点もう一度、そこだけ明らかにねばいい。

○大口政府委員 先ほど趣旨を長々と申し上げ過ぎまして、肝心のポイントのところをはしり過ぎた傾向があるのでありますが、政府の出した積み上げ計算方式で試算でお示したのは、固定資産税評価額、すなわち、正常売買価格かける五五五を評価額といたしまして、これに五分五厘をかけたものでございます。それからただいま自民党の数字というふうな申されております数字は、この五五五をかける前の正常売買価格を土地評価額といたしまして、これに五分五厘をかけるという考え方であつたように聞いております。そこで、私どももいたしましては、土地資本利子というところでものを評価する場合に、農地の売買の特性というところは先ほどいろいろ申し上げましたが、この特性からして五五五をかけない考え方には非常に問題があるということが第一点、さらに自民党の案と申されております数字を基礎にして地代をはじきますと、現在の実納小作料水準よりも相当程度高い数字になるということとございまして、私どもが地代について今回新たな方法を取り入れるということの基礎が、現在の統制小作料というものが経済の実勢に合わない部分を若干近づけようという趣旨ではありますけれども、それをさらに通り返すことは、今後の農地制度政策その他にいろいろ影響するところが大きいことを考えまして、最終的に実納小作料水準というものを自作地の地代の評価に用いたという経緯でございます。

○芳賀委員 いまの説明によつて計算しますと、百五十キロ当たりの地代分として千四百七円になるといふふうに思いますが、その数字は間違いないですか。

○大口政府委員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 そういたしますと、十アール当たりで地代幾らになるのですか。

○大口政府委員 四千二百二十一円でございます。

○芳賀委員 以上で、今回の積み上げ方式第二案に基づいて政府が決定された経過というものは、各修正された要素の中で明らかにしたわけですが、こういう経緯というものは、当委員会におき

まして、私たちが要求しない限り国民の前にも明らかにされないわけですから、冒頭に私が農林大臣にただしたわけでありますが、いま長官から詳しく説明されたような経緯、いわゆる決定米価算定上のそれぞれの内容については、進んで明らかにすべきだと思うのです。これが明らかにになれば、たとえば、今回の米価も生産者の圧力に屈してきめたとか、けしからぬというような、マスコミを通じての悪意ある非難というものは解消すると思うわけです。しかも、こういう悪意ある非難というのは、われわれが納得できないことは、先般農林大臣が任命した米審の中の特に中立委員といわれる諸君が、悪意のある言辭を弄しておるといふことは明らかであります。ですから、国民の前に明らかにし、国会の中に明らかにすることはもちろんであります。そういう農林大臣が選んだ委員であつて、特に悪意の宣伝とか非難をみずから吐いておる中立委員の諸君等についても、この内容というものがのみ込めるように農林省として努力すべきであると思ひますが、その点はどう考へておりますか。

○大口政府委員 米価審議会の委員が米価審議会の中において御発言になりました意見につきましては、私も十分拝承いたしております。ただいま芳賀先生が申されたような角度での御意見は、少なくとも米価審議会の議場の中においては申されなかつたというふうに私は記憶いたしております。もちろん、今度の米価の決定の経緯等につきましては、できるだけ資料を整へ次第当委員会には御説明いたしますと同時に、米価審議会の委員にも後ほど十分その趣旨を理解していただくような措置をとるべきであると思ひますし、またとりたと思つております。

○芳賀委員 特にここの一兩日の代表的な各新聞の論説とか、あるいはNHKはじめテレビの米価決定に対する批判的な動向を見ると、それが全く公正なマスコミとしての立場に立つたその世論を逸脱しているというふうに私は考へておるわけです。たとえば中立委員の中には、読売新聞あるい

は朝日新聞を代表して論説委員の諸君も出ておるわけです。この米審の委員が論陣を張つたかどうかということはわからぬが、巨大な新聞を代表して数名の論説委員が米審に加つてゐることは明らかであります。ですから、最近の代表的な新聞等の米価決定に至る社説あるいは論説というものを、この際農林大臣あるいは食糧庁長官もどう考へて読んでおるかかわかりませんが、これらは、決定米価というものはいかにも正当性を持たない状態の中できめられておるといふ非難が集中されておるわけですから、今回のような決定については、これこれの要素を用いてあらゆる角度から検討した結果、このような決定米価というものが生まれましたということを確認を持つて堂々と説明すべきであると思ふわけです。この決定米価が高い安いという問題は別です。この米価というものは、われわれ社会党の立場から見、あるいは生産者の立場から見、納得のできない低い米価であるといふことは、これは別の機会の議論に譲ることにしても、食糧法に基づいて政府の責任で米価を決定する、生産者は生産した米については政府以外に売つてはならぬという法律に基づいて、農民に一方的な義務を背負わせているわけでありまして、やはり決定の内容については、その金額の是非は別の機会に論ずるとしても、きめた米価に対しては、責任を持つて国民を十分納得させるだけの自信を持つて今後行動してもらいたい。

〔高見委員長代理退席、委員長着席〕

そうして明年の米価決定等については、この四十二年度にきめた米価の試算の内容というものを少なくとも基礎にして、そしてまた、来年度の経済事情、あるいは労賃の動向であるとか、物価の動向、あるいは日本の農業の発展の動向等についても十分政策等を加味して、これは当然政府の政治的責任においてきめるべきものであつて、単に御用学者や御用的な論説委員の無責任な言動だけで米価をきめていいんという問題ではない。当然これは国の政治の中の柱として、政治米価として

きめるということはいくらもまのことでありますからして、この点については、農林大臣退席されましたけれども、担当の食糧庁長官としては、責任を持つて明らかにしておいてもらいたいと思ふわけです。

○大口政府委員 ただいまお述べになりましたことは、すべて米価決定の問題としてはきつめて基本的な重要な問題についての御意見でございますので、私自身はもちろんのこと、大臣にもよくただいまの御意見の趣旨はお伝えをいたしたいと思つております。

○本名委員長 暫時休憩いたします。

午後五時三十七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十二年七月二十八日印刷

昭和四十二年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局